



成20年3月22日から支払済みまで年5分の割合による金員並びに被告貴美島■は、原告■■■■■に対し、363万円に対する平成19年12月15日から平成20年3月21日まで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。

3 訴訟費用は、被告らの負担とする。

4 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 原告らの請求

主文同旨

#### 第2 事案の概要

1 本件は、原告らが、いわゆる未公開株を売り付けられたことにより損害を被ったと主張して、取引を勧誘した者を雇用している会社及びその代表取締役を被告らとして、損害賠償を求める事案である。

2 争いのない事実等（後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実を含む。）

##### (1) 当事者等

ア 原告■■■■■（以下「原告■■■■■」という。）は、昭和18年■月■日生まれの主婦である。

原告■■■■■（以下「原告■■■■■」という。）は、原告■■■■■の娘であり、昭和45年■月■日生まれの主婦である。（甲1、2）

イ 被告株式会社エイワンジャパン（以下「被告エイワン」という。）は、株式に関する講座、セミナーの開催業務及び株式投資のコンサルタント業務等を目的とする会社であるところ、旧証券取引法28条（現在の金融商品取引法29条）に基づく内閣総理大臣による証券業（有価証券の売買の代理等を営業として行うこと）の登録を受けていない（甲3）。

ウ 被告貴美島■（以下「被告貴美島」という。）は、平成16年6月1日、被告エイワンの取締役になり、平成17年2月5日、同社の代表取締役にそれ

ぞれ就任し、平成18年2月5日、取締役及び代表取締役を辞任した旨の登記がされている。

- (2) 株式会社プレメディック（以下「プレメディック」という。）の株式（以下「本件未公開株」という。）は、証券取引所への上場等がされていない、未公開株である。

また、本件未公開株は、いわゆるグリーンシート銘柄ではなく、グリーンシート銘柄以外の未公開株の取引は日本証券業協会の自主規制により禁止されている（甲4，18，19）。

### 3 争点及びこれに関する当事者の主張

- (1) 被告らの損害賠償責任の有無及び損害額

（原告らの主張）

#### ア 未公開株取引の勧誘及び金員の交付等

被告エイワンの従業員であった牛山■■■■（以下「牛山」という。）は、平成17年5月ころ、原告■■■■に対し、電話で、「プレメディックが秋には上場します。必ずもうかります。特別に1株33万円でお譲りすることができ、10株で1000万円くらいの利益になります。」と述べて、本件未公開株の購入を勧誘し、また、原告■■■■に対しても、原告■■■■に対するのと同様に述べて、本件未公開株の購入を勧誘した（以下「本件勧誘」という。）。

原告らは、牛山の上記説明を信じ、平成17年5月31日ころから同年8月4日までの間に、被告に対し、各合計330万円を送金し、被告エイワンから、それぞれ本件未公開株10株の株券の送付を受けた（以下「本件未公開株取引」という。）。

#### イ 本件勧誘及び本件未公開株取引の違法性

証券業を業として行うには内閣総理大臣の登録が必要である（旧証券取引法28条、現在の金融商品取引法29条）。また、日本証券業協会の自

主規制により、グリーンシート銘柄以外の未公開株の投資勧誘は禁止されている。

被告エイワンは、未登録であり、また、本件未公開株はグリーンシート銘柄でないにもかかわらず、法や規制に違反して本件勧誘及び本件未公開株取引に及んだ。加えて、被告エイワンは、未公開株に関する知識・経験を有しない原告らに対して、近いうちに上場して確実に利益が得られる旨述べて、かかる甘言・虚言を信じた原告らに対して、本件未公開株をその正常な価格に比して著しく高額で売りつけたものであり、本件勧誘及び本件未公開株取引は証券取引秩序を逸脱し、取引公序を著しく逸脱するものとして違法であることは明らかである。

#### ウ 被告らの責任原因

##### （ア） 被告エイワン

被告エイワンは、無登録で証券業を業として行い、さらに、その業務の一貫として、違法な本件勧誘、本件未公開株取引等の営業を行っていた。

したがって、被告エイワンは、本件勧誘を行った牛山の使用者としての責任（民法715条1項、同法709条）を負うにとどまらず、民法709条により原告に対し、法人としての固有の損害賠償責任を負う。

##### （イ） 被告貴美島

被告貴美島は、被告エイワンの代表取締役として、被告エイワンの営業が適法なものとなるよう尽くすべき義務を負っているにもかかわらず、これを怠り、違法な未公開株取引に積極的、主体的に関与した。

したがって、被告貴美島は、民法719条1項、同709条及び旧商法（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第78条の規定に基づき従前の例によるところの商法（平成17年法律第87号による改正前のもの）、以下「旧商法」という。）266条の3第1項に基づ

き、原告に対して損害賠償責任を負う。

被告貴美島は、名目的取締役であった旨主張するが、同人の主張のとおりであったとしても、同人は、名目的取締役であったとはいえない。なお、名目的であったとしても代表取締役に就任した以上、実質的な代表取締役と同様の監視監督義務を負うものであるから、上記損害賠償責任を免れることはできない。

## エ 損害

(ア) 原告■■■■及び原告■■■■は、上記のとおり、被告エイワンに対し、本件未公開株の購入代金として、各330万円を交付し、同額の損害を被った。

(イ) 被告らの上記違法行為と相当因果関係ある弁護士費用相当額は33万円である。

オ よって、原告らは、被告らに対し、不法行為、使用者責任による損害賠償責任、取締役としての任務懈怠責任による損害賠償請求権に基づき、各363万円及びこれに対する訴状送達の日（被告貴美島につき平成19年12月15日、被告エイワンにつき平成20年3月22日）から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告エイワンの主張)

上記原告らの主張のうち、アないしウについては不知、エは否認する。

(被告貴美島の主張)

ア 上記原告らの主張については、不知又は否認する。

イ 被告貴美島は、名目的取締役にすぎないこと

被告貴美島が、被告エイワンの発行済株式の100%を保有する富谷■■■■（被告エイワンの現在の代表取締役。以下「富谷」という。）から、社長という立場で従業員に対し証券業に係るコンプライアンスについてのレクチャーをしてほしいとの要請を受けて、同社の代表取締役に就任し、平

成17年2月から5月ころまで、月に1、2度、朝礼時に営業社員向けにレクチャーを行った。被告貴美島が被告エイワンに出社するのは、レクチャーを行う予定のある日のみであり、その実態は、名目的取締役にすぎなかった。

したがって、被告貴美島は、取締役の任務懈怠に基づく損害賠償責任を負わない。

ウ 任務懈怠及びこれに対する悪意又は重過失がないこと並びに任務懈怠と原告らの損害との間の相当因果関係がないこと

被告貴美島は、上記レクチャーを行うことを通じて、牛山を含む営業社員が法令を遵守し、違法行為を行わないようにするべく監視義務を尽くしていたのであるから、取締役としての任務懈怠は認められない。

また、被告貴美島の業務は、上記レクチャーに限られており、牛山を含む営業社員を日常的に直接指揮・監督する立場にはなく、被告エイワンの発行済株式の100%を保有し、その実質的経営者であった富谷に対して影響力を及ぼし得る地位にもなかった。したがって、かかる被告貴美島の被告エイワンにおける立場からすれば、被告貴美島が監視権を行使することは甚だ困難な状態にあったものといえ、被告貴美島には、任務懈怠についての悪意又は重過失は認められない。

さらに、上記事情からすれば、富谷が被告貴美島の意見に従うとは考え難く、被告貴美島が監視義務を尽くしたとしても、被告エイワンの体制を変えること、ひいては牛山による本件勧誘を阻止することは不可能だったといえ、被告貴美島の任務懈怠と原告らの損害との間に相当因果関係はない。

## (2) 過失相殺の有無

(被告貴美島の主張)

原告らは、平成17年5月ころ、牛山から本件勧誘を受けた直後に本件未

公開株取引を行っていること、資産の大部分を占めることになる各330万円もの大金を株取引に投資していること等の事情からすれば、原告らは、株取引に関する関心又は経験が少なからずあったことが推測される。

また、仮に、牛山が原告らに対し、必ずもうかるなどと述べて本件未公開株の購入を勧誘したのだとしても、原告らは、かかる牛山の言葉を轻信したものである。そもそも株取引はリスクを伴うものであるから、本件未公開株取引における最終的な判断とリスクは、原告らが負うべきである。

以上のとおり、原告らが本件により被ったとされる損害は、原告ら自身による過失にも起因することは明らかであり、原告らの過失割合は5割を下らない。

(原告らの主張)

原告らは、株取引に関する知識及び経験を有していなかった。

本件未公開株取引においては、被告らから原告らに対し、顧客が自発的に意思決定をする前提となる未公開株取引についての十分かつ正確な説明及び情報提供はなかったから、本件未公開株取引のリスクを原告らが負うべきものとはいえない。

したがって、過失相殺の対象となる事実はない。

### 第3 争点に対する判断

#### 1 争点(1)について

(1) 前記争いのない事実等に加え、証拠(甲1, 2, 5ないし8, 10ないし17(枝番を含む))及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

ア 被告エイワンの従業員であった牛山は、本件未公開株に確実な上場の見込みがないにもかかわらず、平成17年5月ころ、原告■■■■■に対し、電話で、「プレメディックという会社が秋には上場します。必ずもうかります。特別に1株33万円でお譲りすることができ、10株で1000万円くら

いの利益になります。」と述べて、本件未公開株の購入を勧誘し、原告■  
■に対しても、原告■■に対するのと同様に述べて、本件未公開株の購入  
を勧誘した。

イ 原告■は、牛山の上記説明を信じ、被告エイワンに対し、平成17年  
5月30日に165万円、同月31日に99万円、同年8月4日に66万  
円を送金し、被告エイワンから、同年6月2日に本件未公開株8株、同年  
8月6日に同2株の株券の送付を受けた。

原告■も、牛山の上記説明を信じ、被告エイワンに対し、平成17年  
5月31日に264万円、同年6月8日に66万円を送金し、被告エイワ  
ンから、同年6月2日に本件未公開株8株、同月10日に同2株の株券の  
送付を受けた。

#### (2)ア 被告エイワンの損害賠償責任

以上の事実によれば、被告エイワンは、旧証券取引法28条（現在の金  
融商品取引法29条）で定める内閣総理大臣の登録を受けていない業者で  
あるところ、従業員を使って、日本証券業協会がその取引を自主規制して  
いるいわゆるグリーンシート銘柄以外の未公開株である本件未公開株の取  
引を行っていたこと、牛山は、確実な上場の見込みがなく、利益のあがる  
確実性もないにもかかわらず、原告らに対しこれがあるかのように告げた  
ことが認められる。

したがって、被告エイワンは、少なくとも民法715条により、本件未  
公開株取引による原告らの損害を賠償する責任を負うことが明らかである。

#### イ 被告貴美島の損害賠償責任

被告エイワンは、上記のとおり、無登録業者であるところ、従業員を使  
って違法な未公開株の取引を行い、顧客に多大な損害を被らせる状態を作  
出したのであるから、被告エイワンの（代表）取締役は、その地位に基  
づく監視義務を尽くし、被告エイワンが行っていた違法な未公開株の取引を



中止させ、その従業員の違法な勧誘行為を未然に防ぎ、業務の適正化を図る義務があったというべきである。それにもかかわらず、被告エイワンは、牛山を使って原告らとの間で違法な未公開株の取引を行ったのであるから、被告エイワンの代表取締役及び取締役であった被告貴美島は、前記監視義務を怠り、同義務を怠ったことにつき重大な過失があったと認めるのが相当であり、旧商法266条の3に基づき、原告らが本件未公開株の取引により被った損害を賠償する責任がある。

被告貴美島は、被告エイワンの名目的取締役にすぎなかったとして、損害賠償責任を負わない旨主張する。しかし、前記認定のとおり、被告貴美島は、平成16年6月1日、被告エイワンの取締役に、平成17年2月5日、同社の代表取締役にそれぞれ就任した旨の登記がされており（平成18年2月5日に取締役及び代表取締役を辞任した旨の登記がされている）、仮に、被告貴美島の主張を前提として、同人が名目上の（代表）取締役にすぎないとしても、旧商法266条の3に基づく取締役の責任は、会社の経済社会に占める地位及び取締役の職務の重要性を考慮して、特別に定められた法定責任と解すべきであって、少なくとも、代表取締役が、他の代表取締役その他の者に会社業務の一切を任せきりとし、その業務執行に何等意を用いることなく、ついにはそれらの者の不正行為ないし任務懈怠を看過するに至るような場合には、自らもまた悪意又は重大な過失により任務を怠ったものと解するのが相当であり（最高裁昭和39年(オ)第1175号同44年11月26日大法院判決・民集23巻11号2150頁参照）、名目上の取締役であっても、前記監視義務を免れることはできないと解すべきであるから、被告貴美島の上記主張を採用することはできない。

また、被告貴美島は、任務懈怠及びこれに対する悪意・重過失がないこと、任務懈怠と損害発生との間の相当因果関係がないこと等から、被告貴美島は損害賠償責任を負わない旨主張するが、前記のとおり、被告貴美島

が（代表）取締役としての監視義務を怠ったことにつき重過失があり、これにより下記ウの原告らの損害が発生していることが認められ、他に被告貴美島の損害賠償責任を否定すべき事情は認められないから、被告貴美島の上記主張を採用することもできない。

#### ウ 原告らの損害

前記認定事実によれば、原告らは、被告エイワンに対し、本件未公開株の購入代金として、各330万円を支払ったことが認められ、被告らの不法行為により同額の損害を被ったと認められる。

弁護士費用相当額については各33万円が本件不法行為と相当因果関係のある損害と認められる。

### 2 争点(2)について

(1) 前記認定事実に加え、証拠（甲1，2）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

ア 原告■■■は、短期大学を卒業してから、短期のアルバイトをしたことがあることを除いて、専業主婦として生活をしてきた。

原告■■■は、大学を卒業後派遣社員として働いていたが、約10年前から主婦として生活をしている。

イ 原告らは、本件を除いて、株取引の経験はなく、株取引に関する知識もなかった。

ウ 原告■■■には、5歳と2歳の子供がいるが、2歳の次男は、肺疾患の障害を有しており、原告らは、この子供の治療費を工面することができることになると考え、牛山による本件勧誘を信じ、本件未公開株取引を行った。

(2) 被告貴美島は、過失相殺を主張するが、前記1認定の本件未公開株取引の違法性及び上記(1)認定の原告らに関する事情等を考慮すると、原告らに過失相殺すべきほどの過失があったとは認められず、被告貴美島の上記主張を採用することはできない。

### 3 結論

以上によれば，原告らの被告らに対する本訴請求はいずれも理由があるからこれを認容し，訴訟費用の負担につき民訴法61条，65条1項本文を，仮執行の宣言につき同法259条1項を，それぞれ適用して，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第25部

裁判長裁判官 佐久間 邦 夫

裁判官 石 原 直 弥

裁判官 山 下 嘉

これは正本である。

平成20年7月11日

東京地方裁判所民事第25部

裁判所書記官 竹内 伸

